令和７年１月３１日
報道発表資料
川崎市（こども未来局）

# 病児・病後児保育事業の小学３年生までの受入拡大を全施設で実施します

川崎市では、子育てと仕事の両立を支援するため、子どもが病気になった場合や病気の回復期に預かる「病児保育事業」及び「病後児保育事業」を、各区に１施設を設置し実施しています。

これまで利用対象者を、保育所等に通所している生後５か月から小学校就学前までの児童としていましたが、この度、令和７年３月から小学３年生まで受入れを拡大します。

なお、多摩区（エンゼル多摩）では、令和６年７月から先行で受入れを拡大しており、今回の実施により市内全施設で実施することになります。

## １　変更内容　※先行実施のエンゼル多摩を除く

（１）変更点

利用対象者を保育所等に通所している生後５か月から小学校就学前までの児童としていましたが、受入対象年齢を小学３年生まで拡大します。

（２）変更日

令和７年３月３日（月）から

（３）施設

各区１施設

「病児・病後児保育施設一覧」（川崎市 HP）

https://www.city.kawasaki.jp/kodomo/category/272-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html

## ２　病児・病後児保育事業の概要

（１）事業内容

保育所等に入所しているが、病気や病気の治りかけでまだ保育所等の集団保育が困難な乳幼児を、一時的に預かり、その乳幼児の健康管理と看護を行い、保護者の子育てと就労等の両立を支援します。

≪病児保育事業≫

児童が病気の回復期に至らず、集団保育の困難な期間において、その児童の一時預かりを行う。

≪病後児保育事業≫

児童が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間において、その児童の一時預かりを行う。

（２）定員　各施設１２名（エンゼル幸のみ定員８名）

（３）保育時間

平日８時～１８時

（４）利用料

１日　２，９００円（食事・おやつ代込み）

※市民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯　１，０００円

※生活保護世帯　４００円

**問合せ先**
川崎市こども未来局保育・幼児教育部
保育第２課 大場
電話 044-200-3948